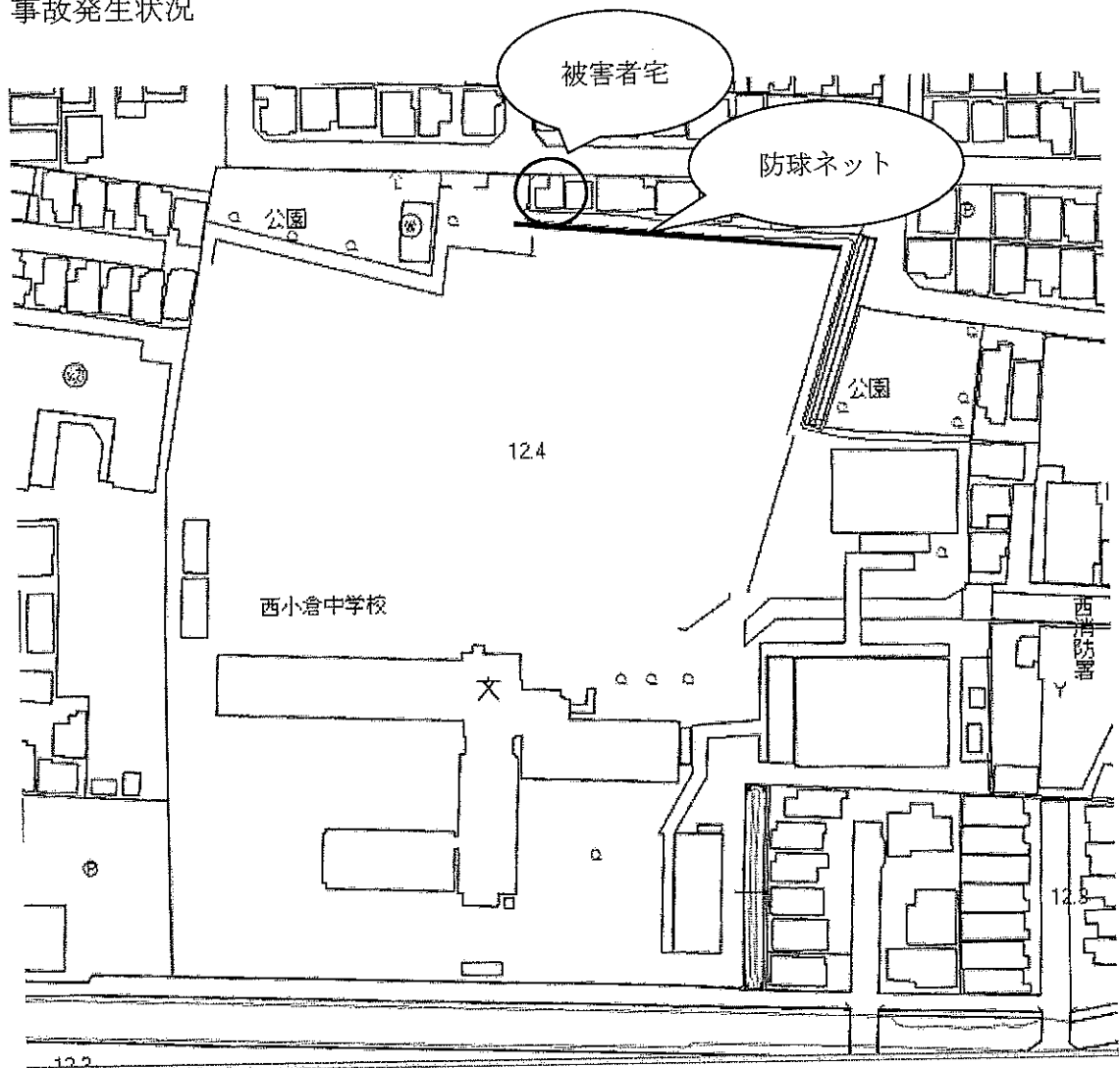


家屋雨戸破損事故に係る専決処分の報告について

1. 事故発生日時	令和5年5月4日（火・祝）8時45分頃
2. 事故発生場所	[REDACTED]
3. 事故の概要	令和5年5月4日、西小倉中学校グラウンドで野球部が練習試合を行っていた際に、打球が防球ネットを越えて、隣接する被害者宅の3階の窓の雨戸に当たり、これを破損したもの。
4. 損害賠償の相手方	[REDACTED]
5. 示談締結日	令和5年6月9日
6. 損害賠償の額	53,460円

事故発生状況



令和5年5月4日西小倉中学校のグラウンドにて、野球部の練習試合を行っていた際に、打球がネットを越えて民家の3階の窓の雨戸に当たり、雨戸を破損した。

